

「ふるさと納税」でふるさとを応援！ ■問合せ 企画財政課 ☎ 47-8013

「ふるさと納税」とは、ふるさとへの寄附金です。「ふるさと」を応援したいという思いを寄附というかたちにした場合に、確定申告により個人住民税と所得税が軽減され、結果として寄附をした「ふるさと」に税金を納めたことと同じような効果が生まれます。町外にお住まいの方でも、ふるさと納税を通して南越前町を応援することができます。いただいた寄附金は、町が行う事業に活用しております。

■手続き方法 (払込手数料無料)

・ゆうちょ銀行をご利用の場合

- ①ゆうちょ銀行の「払込取扱票」に、住所、氏名、寄附金額など必要事項を記入してください。

- ②最寄のゆうちょ銀行でお振り込みください。

・ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合

- ①「寄付申出書」を南越前町役場にご提出ください。(メール、FAX可)
- ②役場より支払用書類等(振込用紙)を郵送いたします。
- ③振込用紙にて南越前町収納代理金融機関へお振り込みください。※「払込取扱票」、「寄付申出書」は役場・各総合事務所などにあります。

■確定申告

平成26年中に納めた寄附金は、平成26年分の確定申告を行うことで、税の控除を受けることができます。

自己負担額の例 ※詳しくは町や県のホームページをご覧ください。

<南越前町へ、東京都在住のAさんが30,000円寄附された場合> 寄附金額 30,000円	
控除の対象外 2,000円	寄附金控除対象額 ①+② 28,000円
所得割額の1割を限度	①住民税の控除額 22,400円 ②所得税の控除額 5,600円

(夫婦・子どもなし、年収約700万円、所得税の限界税率(※)20%の場合)



(※)平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

追納のお申し込み・ご相談は武生年金事務所へお願いします。

- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より古い月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 一部免除を受けた期間月分は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

家屋に関する大切なお知らせ ■問合せ 町民税務課 Tel 47-8014

住宅や車庫など、家屋の全部または一部を取り壊したときは、「滅失届出」が必要です。

家屋に係る固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。家屋を取り壊した場合は、すみやかに家屋滅失届を提出してください。

なお、登記してある家屋で、すでに滅失登記を済

ませた場合、または年内(12月末日まで)に滅失登記をする場合は、届出の必要はありません。

※家屋を取り壊した後の土地の利用状況により、土地の固定資産税が変わる場合があります。

- 家屋滅失届が必要な方は、町民税務課または各総合事務所にお越しください。